

水谷家文書目録解題

水谷家文書は、荒町村（現上越市大字荒町）の有力農民で、江戸時代半ばころから明治維新まで、高田藩領南部の村々を統括する大肝煎を務めていた水谷家に伝来した資料の一部である。

大肝煎水谷家に属していた村々を「荒町組」と称し、嘉永4年（1851）の史料によれば、高田新田村・荒町村・脇野田村・今泉村・土合村・七ヶ所新田村・石沢村・田中村・柳井田村・栗原村・稲塚新田・中川村・稲荷山新田村・宮野原新田村・二俣村・田切村・毛祝坂村・田口新田村・上原村・関川村・杉野沢村・四ツ谷村・谷地林新田村・新保新田村・五日市村・藤塚新田・小丸山新田村・坂井新田村・土田村・梨木村・梨平新田・長森村・猪野山村・三ツ俣村・下茶屋町・上茶屋町の36か村である。

水谷家は「与右衛門」を名乗ることが多く、頸城郡各地の村々の争論の調停者としてしばしば名を見せる。したがって、本来水谷家にはかなり多くの資料が所蔵されていたことと思われるが、当センターで所蔵しているのは、本目録に掲載する33点だけである。

水谷家文書で特徴的なのは、一辺が150cmを超えるような大型の裁許絵図が多いことである。たとえば、享保17年（1732）の「信濃国水内郡熊坂村与越後国頸城郡関川・上原両村田畑論裁許絵図」や寛延4年（1751）の「越後国頸城郡関山村権現別当宝蔵院与同国同郡市屋・二本松・松崎・福崎・稲荷山・宮野原六ヶ村山野入会論裁許絵図」など。

これらは国境や寺社領と高田藩領との境界をまたいだことから、高田藩主の裁判権を超えるために幕府評定所での裁定を経なければ解決できなかった争論であった。大型絵図は、争論にあたり幕府の評定所へ提出し、裁許結果を記す裏書きと評定所一座の裏判を得るために作製されたもので、この種の絵図が多いのは、荒町組が頸城郡の南端に位置し、他国や他領との境界を接する部分が多い地域であることの特徴を反映したものと考えられる。

「高田町出火一件留」水谷与右衛門
(文政9年3月)

文政8年4月5日出火

伊勢町・関町・西御殿并御家中呉服町・
上中下小町・善光寺・土橋町・上下蔵人町

